

最終更新日：2007年11月9日

株式会社シーマ

代表取締役社長 恩田 饒
問合せ先：執行役員 資本政策部長 柳田 純克
証券コード：7638
<http://www.cima-ir.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) はじめに

「コーポレート・ガバナンス」という英語は、わが国では「企業統治」と訳されております。しかしながら、この2つの言葉の間には、若干のニュアンスの相違があるように思われます。アメリカ流の「コーポレート・ガバナンス」は、「企業は誰のものであるか」、「企業統治のためには、各々のステークホルダーがどのようなバランスでかかわっていくのが良いのか」など、ステークホルダーのバランス論のようなニュアンスが強いように思われます。

一方、日本語の「企業統治」という言葉は、「企業内のガバナンスの問題」としての色彩が強いように思われます。

今回の「コーポレート・ガバナンス」という命題は、「企業統治」という観点から考察した内容を、当社の「コーポレート・ガバナンス報告書」として、とりまとめております。

(2) 基本的な考え方

企業統治(コーポレート・ガバナンス)は、以下の5つの観点が重要であると考えております。

- ①「企業の存続を脅かさない」という観点
- ②「企業倫理とコンプライアンス」の観点
- ③「上場会社としての責務」としての観点
- ④「効率経営」としての観点
- ⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

以下、各項目につきまして、考え方を記載します。

①「企業の存続を脅かさない」という観点

企業は、永続していなければならない組織であります。数年前にも、売上高 1,000 億円を超える企業が「企業統治」の欠如で倒産し、世間を驚かせました。

企業経営にとって最も大切な視点は、「会社を倒産させない」ということだと思います。この観点からの「企業統治」が何にもまして重要視されなければなりません。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. リスクの分類、予防、回避、対応。
- b. 大株主の過剰介入。
- c. ワンマン経営の排除。
- d. 犯罪行為の防止。

②「企業倫理とコンプライアンス」の観点

企業は、社会的存在であり、遵法精神が不可欠です。しかし、法律・規則にのっとれば、何をやってもよいというものではありません。企業倫理上の判断が常に求められます。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. 法令違反を行っていないかどうか。
- b. 適法でも、企業倫理上、許されるかどうか。

③「上場会社としての責務」としての観点

関係者だけが株主となっている非上場会社と異なり、不特定多数の株主が存在し、企業規模も大きい上場企業では、そのための責務が存在すると考えられます。

- a. 適時適切な情報開示。
- b. 情報開示の迅速、公平性。
- c. 粉飾決算の防止。
- d. 企業内におけるチェック体制。
- e. 内部監査。
- f. 監査役の責務の増大。
- g. CSR(社会的責任)の認識。
- h. 社会の公器としての認識。

④「効率経営」としての観点

企業は、ボランティア集団や大学の同友会などと異なり、利益をあげなければ存続できません。効率経営のための企業統治は、この観点から重要です。

- a. 企業価値、株主利益の最大化のための企業統治。
- b. 経営の効率化。
- c. 役職員の権限と責任の明確化。

⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

企業には、株主、経営者、従業員、お客様、その他多くのステークホルダーが関与しています。米国では、株主の権限が強大化して問題となりました。わが国では、経営者の権限が米国に比較して強大で、時には債権者であるメインバンクが企業経営に多大の影響を与えました。その観点から、ステークホルダーとの良好な関係は、企業統治上、重要になります。

- a. ステークホルダー間のバランス。
- b. 顧客重視の発想。
- c. ES(従業員満足度)の向上がCS(顧客満足度)につながる。

以上の観点を踏まえ、当社は、「企業統治」の関係機関として、以下のものを設置しております。

●株主総会

株主総会は、当社の株主によって構成される機関であり、当社における最高意思決定機関であります。

平成19年9月30日現在の総株主数は32,081人(前年同期比8.5%減)となっており、株主総会において、十分な理解のもとに、意思決定していただけるよう努めております。

●取締役会

取締役会は、当社の経営の中心的役割を担っています。

取締役の員数を8名(うち2名は社外取締役)と少数精鋭の構成となっています。スピーディーな意思決定を行うとともに、経営の透明性およびアカウンタビリティの向上を重視し、本来の機能である全社的意思決定および業務執行に対する監督機能を、よりの確に果たせるようにしています。

また、社外取締役2名は、いずれも当社が販売するダイヤモンドの仕入先である「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。全社的意思決定機能および業務執行に対する監督機能の妥当性を監視、チェックする役割を担っております。

なお、社外取締役2名による当社株式の保有はありません。

●経営会議

当社は、平成17年6月に、取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議を設置し、原則として、月2回以上開催しております。

この経営会議は、取締役会に付議される事項について事前に検討する機能を有するとともに、取締役、監査役だけでなく、執行役員も出席することにより、情報の共有化および相互牽制機能の向上に役立っております。

また、経営会議に付議された案件について、議長が必要と認めた場合には、社外専門家(弁護士、会計士など)を招聘し、専門的見地からも幅広い意見を求めた上で、慎重に協議し、決議しております。

●取締役統括制度

当社は、平成17年6月に、牽制機能の向上および業務執行の監督範囲の明確化を目的として、取締役統括制度を導入しております。執行役員が業務執行を担当し、それを統括する取締役が監督するという仕組みにより、明確な業務分掌と責任体制を構築しております。

●執行役員

当社は、業務執行と監督における権限・責任の明確化と意思決定の迅速化をはかるため、執行役員制度を導入しております。

取締役会にて選任される執行役員は、取締役統括の監督下において、各担当分野における業務執行上の責任者としての役割を担っております。

●監査役会

当社は、監査役設置会社形態を採用しております。監査役4名(うち1名は常勤監査役)で構成される監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、監査を実施しております。

監査役会は年4回(3ヵ月毎)の定例会に加え、必要に応じ適宜開催し、監査役相互の情報の共有化をはかっております。

また、監査役は、取締役会および経営会議などの重要な会議に出席し、経営を監視しております。

なお、当社と監査役との利害関係につきましては、社外監査役 1 名が取締役を務める会社に、当社の内部監査の独立性・適切性を保つためのコンサルティング(社内管理体制の整備ならびにそれにかかる実務作業の実施を目的とした業務についての説明・助言)を委託しておりますが、社外監査役の立場に反する利害関係はありません。

●内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者 3 名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接会長、社長に報告されると同時に、監査役にも提出されています。

●監査法人

当社は、会計監査人につきましては、ピーエー東京監査法人に委嘱し、会社法監査および証券取引法監査(計算書類などに対する意見表明)を受けております。また、会計制度変更やその他重要な会計課題について、適宜アドバイスを受けております。

なお、当社と同監査法人、監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

●顧問弁護士

顧問弁護士につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法務課題および経営上の法律相談など、必要に応じてアドバイスを受ける体制になっております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石 勝代	49,490,000	26.9
株式会社さくら画廊	36,727,000	20.0
白石 幸栄	20,200,000	11.0
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ イーアイエス ジー	1,725,920	0.9
株式会社ベルコ	1,212,000	0.7
ユニオン バンケ プリベ	1,124,380	0.6
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ビーエルシー	927,320	0.5
大和証券株式会社	735,010	0.4
鶴田 昭彦	648,891	0.4
齋藤 幸子	606,000	0.3

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	小売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社におきましては、親会社や上場子会社はございませんので、記載すべき該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	他の会社の出身者					○				
リオール・クンスラー	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。なお、同氏に	平成13年に当社取締役として就任以来、永年にわたって、ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行っていただき、当社の経営強化に役立つ人材であ

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
	よる当社株式の保有はありません。	ると判断しております。
リオール・クンスラー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。なお、同氏による当社株式の保有はありません。	平成13年に当社取締役として就任以来、永年にわたって、ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行っていただき、当社の経営強化に役立つ人材であると判断しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

両氏とも欧州に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には、事務局より社外取締役2名に対する議案の事前説明を行っております。その後、社外取締役2名は、他取締役等と意見交換した上で、議案に対する意見を表明し、決議にも参加しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会に対して、会計監査人であるピーエー東京監査法人より、年2回の会計監査などの詳細な説明が行われ、毎回積極的な質疑応答により、監査役と会計監査人の相互連携をはかっております。また、監査役と会計監査人は必要に応じて、その都度、情報・意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は、期初に計画した内部監査計画書にもとづき、全店舗・全部署への内部監査を実施し、その内容を内部監査報告書としてまとめ、会長、社長に直接提出するとともに、監査役にも内部監査報告書を提出しております。

また、監査役による業務監査によって指摘された事項につきましては、監査役より会長、社長に報告されるとともに、内部監査室にも報告されており、相互の連携をとりながら内部管理体制の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
朝井 匡人	他の会社の出身者					○				
宮崎 一成	他の会社の出身者					○				
山根 裕一郎	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
朝井 匡人	当社の株式 42,400 株を保有しています。	同氏は、株式会社フジサンケイアドワーク専務取締役として活躍した経験を有しており、その豊富な知識と経験を活かし、独立・客観的な立場で助言をもらえると判断したためであります。
宮崎 一成	——	同氏は、株式会社ビジネスバンク パートナーズの取締役として活躍しており、公認会計士としての専門知識を有すると同時に法令遵守体制の構築にも意欲的であり、当社の内部管理体制強化につながるものと判断したためであります。
山根 裕一郎	——	同氏は、合資会社 天佑の代表社員であり、企業経営者としての立場と広告・デザイン業界での経験を活かし、当社では経費面での比重の高いデザイン・広告取引などの適正性についての監査に適切な人材であると判断したためであります。

 その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成 19 年4月から平成 19 年 9 月末までの間に、監査役会は計6回開催しており、社外監査役からは内部監査、財務情報および会計監査などにつき、独立・客観的な立場から意見や助言をもらっております。

また、社外監査役は、内部監査室と連携して店舗・部署を対象とした実地立会いの業務監査も行っており、その意見や助言は業務改善にも反映されております。(平成 19 年3月期の外部監査役の業務監査実績は、4店舗)。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬で対応しているため、ストック・オプションなどのインセンティブは実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、決算短信

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は全取締役の報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

取締役会の事務局は、総務部が担当しております。資本政策部は、事務局のサポートとして取締役会に参加しております。

社外取締役ににつきましては、海外に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には事務局より社外取締役に事前説明を行っております。

また、第12期株主総会(平成18年6月開催)における定款の一部変更により、取締役会の書面または電磁的記録による決議が可能となり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的に行えるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1)業務執行の方法

取締役会は、現在8名の取締役によって構成され、うち2名は社外取締役であります。

当社は取締役統括制度を導入しており、常勤の取締役のうち、4名を営業統括、商品・ブランド統括、管理統括、監査統括に任命し、迅速で的確な業務執行の意思決定と監督を行っております。

また、経営に関する重要事項につきましては、経営会議(取締役、監査役、執行役員によって構成)で事前に検討したうえで、承認された事項を取締役に協賛し、決議しております。

なお、取締役会は原則として、月1回以上(平成18年4月から平成19年3月末までの期間に計21回開催)、経営会議は原則として月2回以上(平成18年4月から平成19年3月末までの期間に計28回開催)開催しており、変化する経営環境に対応し、機動的な意思決定を行っております。

(2) 監査・監督の方法

① 内部監査

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者 3 名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的を実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接会長、社長に報告されると同時に、監査役にも提出されています。

② 監査役監査

監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、監査役監査を実施しております。また、監査役は、取締役会および経営会議などの重要な会議への出席により、直接経営を監視・監督しております。

③ 会計監査

会計監査人につきましては、ビーエー東京監査法人に委嘱し、会社法監査および証券取引法監査を受けております。前期において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

● 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員: 公認会計士 原 伸之、若槻 明

● 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 2 名、会計士補 1 名、その他 2 名 計 5 名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成 17 年 6 月より、インターネット (http://www.it-soukai.com/) による議決権行使を可能としております。
その他	平成 18 年 4 月より、株主総会の招集通知および決議通知書を、当社ホームページ (http://www.cima-ir.jp/index05-2.html) に掲載しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎年 2 回、中間期と通期 (3 月期) の決算発表後に、代表取締役をはじめ、トップマネジメントが直接説明するアナリスト向け決算説明会を開催しております。
IR 資料のホームページ掲載	あり	決算報告 (通期、中間期、第 1 四半期、第 3 四半期など)、有価証券報告書、コーポレート・レポート、決算説明会資料、決算公告など、各種 IR 情報を当社ホームページ上 (http://www.cima-ir.jp/) に掲載しております。
IR に関する部署 (担当者) の設置	—	資本政策部に、2 名の担当者を配置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	「適時開示規程」において、当社の株主、その他すべてのステークホルダー (お客様、役職員、提

<p>ステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>携先、取引先など）および市場における投資者の立場を尊重しながら、適時適切な情報開示を行うことを定めております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>証券取引法、証券取引所の定める開示規則などの法令および諸規則にもとづき、当社は独自に「ディスクロージャー・ポリシー」と「適時開示規程」を定め、業務フローとプロセスにそって、すべてのステークホルダーおよび市場に対して、経営情報などを適時適切に提供しております。</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保するための体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。

(2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。

(3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を会長、社長に報告します。

(4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、従業員が代表取締役もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。

(2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めています。

(2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。

(2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役以外の常勤取締役を統括取締役とし、担当部署および執行役員の監視・監督ができるようにしています。

(3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。

(4) 取締役統括は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。

(5) 当社は、重要事項の意思決定において、慎重な審議を重ねた上で決議が行えるよう取締役会のほかに経営会議を設置しています。取締役会は、原則として毎月 1 回以上、経営会議は、原則として毎月 2 回以上開催し、意思決定のプロセスを遵守し、職務執行状況における牽制機能を強化していきます。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。

(2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。

(3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を当社代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。

(4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行います。

(5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

(1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

(1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。

(2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。

(2) 代表取締役は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。

(3) 監査役は、必要と認めるときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。

(4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めています。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

(3) 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

(4) 自己株式の取得

当社は、会社法 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

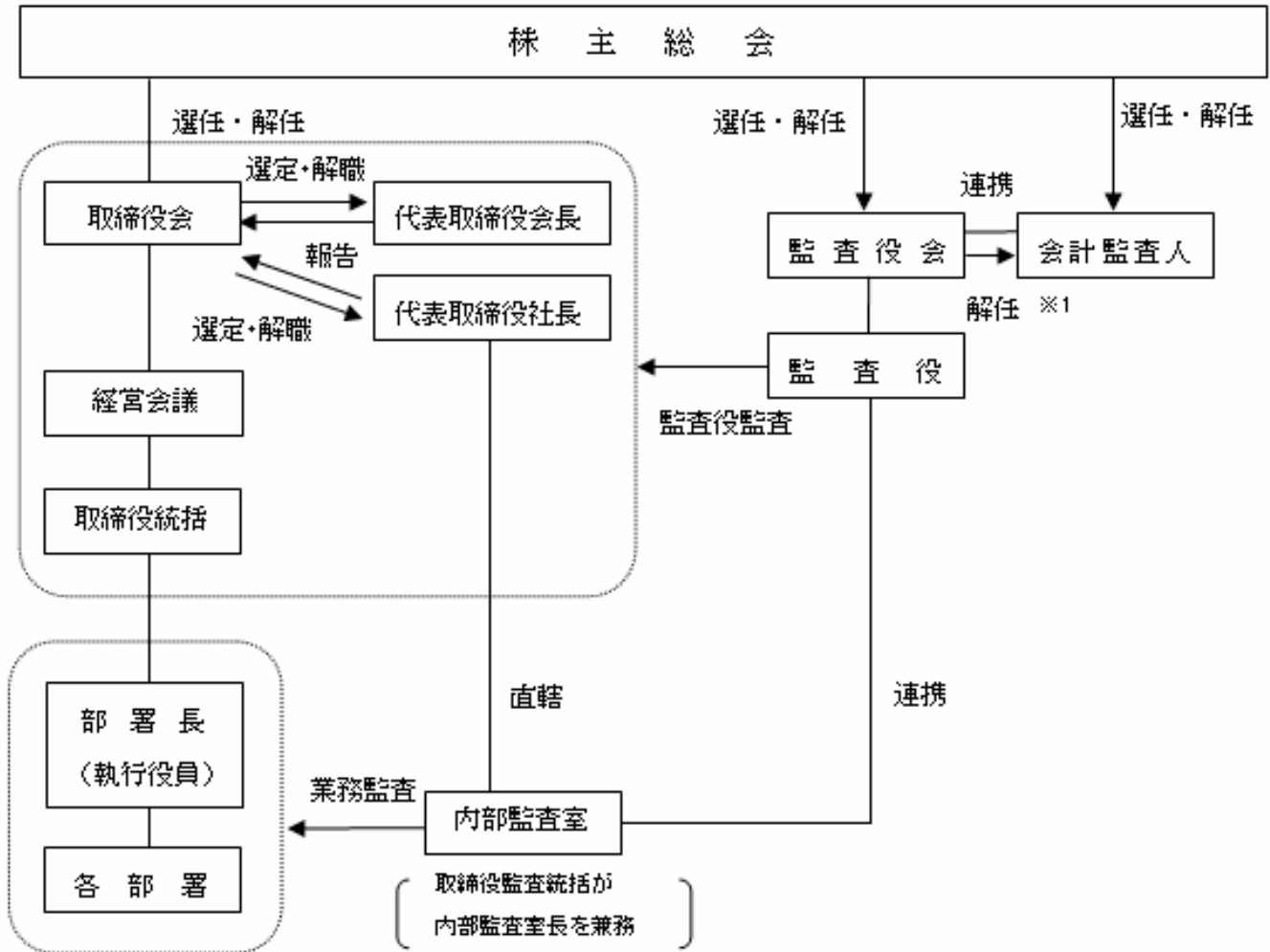
これは、より機動的な資本政策を行うことを目的としています。

(5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議に必要な定足数を緩和することにより、株主総会の機動的な運営を可能とすることを目的としています。

【 参考資料：模式図 】



※1 解任は、会社法第 340 条第 1 項に該当した場合とする。